

規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の九・七」を「百分の九・八」に改める。

附則第三項中「百分の十二・七」を「百分の十二・八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。